

公募に関するQ&A（令和4年3月23日現在）

NO	質問	回答
1	参加資格に記載の「1又は2を含む協議会や実行委員会等」の幹事企業が、企業名で申請することは可能ですか。	協議会や実行委員会等の名義である必要があります。 幹事企業が当該団体内でどのような役割を担っているとしても、企業名義で応募があった場合は、参加資格を満たしていないものとして取り扱います。